

Baker McKenzie.

Tokyo

Client Alert

15 July 2022

本アラートに 関するお問い合わせ先



井上 朗 パートナー 03 6271 9463 akira.inoue@bakermckenzie.com



カウンセル 03 6271 9534 mika.masumoto@bakermckenzie.com



金子 周悟 アソシエイト 03 6271 9516 shugo.kaneko@bakermckenzie.com

米国における訴訟回避の方策:フォーラム選択 条項(Forum Selection Clause)

<u>前回のクライアントアラート</u>では、米国における訴訟回避の方策としてフォーラム・ノン・コンビニエンス(Forum non convenience)の法理を取り上げた。今回は、米国における訴訟回避のためのもう一つの方策として、フォーラム選択条項(Forum Selection Clause)を取り上げる。

フォーラム選択条項は、契約当事者間において、将来紛争が生じた場合の紛争解決フォーラムをあらかじめ合意する条項である。フォーラム選択条項には、当事者が指定するフォーラムに訴訟を提起することが義務付けられているもの(排他的・義務的条項)と、当事者は指定するフォーラムに任意に訴訟を提起することができるもの(任意条項)がある。

日本企業が契約書において、日本に所在する裁判所を排他的・義務的な紛争解決フォーラムとして指定するフォーラム選択条項を規定した場合には、当該フォーラム選択条項の有効性は一般的に認められているほか、仮に当該条項に違反して相手方が米国連邦裁判所に訴訟を提起した場合にも、後述のとおり、当該訴えはフォーラム・ノン・コンビニエンスを理由に却下されることとなる。したがって、このようなフォーラム選択条項を契約書に規定することは、日本企業にとって、米国訴訟を事前に回避するための有益な手段となる1。

本稿では、排他的・義務的なフォーラム選択条項の有効性について簡単に触れた後、当該フォーラム選択条項に違反して訴訟が提起された場合、フォーラム・ノン・コンビニエンスを理由に訴えの却下ができるとした連邦最高裁判所の判例を紹介し、その後、フォーラム選択条項が排他的・義務的なものであると判断されるためにはどのような文言を用いる必要があるかを検討するため、フォーラム選択条項が排他的・義務的なものか、任意的なものかかが争われた最近の連邦控訴裁判所の判断を紹介する。

1. はじめに

米国の裁判所は、かつては、フォーラム選択条項は、公の秩序に違反し、又は裁判所の管轄権を侵害するものであるとして、消極的な立場をとっていた。しかし、1972年、The Bremen v. Zapata Off-Shore Co.事件²³で、連邦

¹ なお、仮に契約書において米国の裁判所をフォーラムとして選択する必要がある場合、州ごとに判断が異なり予測可能性が低い州裁判所ではなく、連邦裁判所を選択することが望ましい旨付言したい。

² The Bremen v. Zapata Off- Shore Co., 407 U.S. 1, 92 S. Ct. 1907 (1972)

³ 本事件は、ドイツ企業である Unterweser が、米国企業である Zapata との間で、米国のルイジアナ州からイタリアまで、Zapata の掘削リグ (drilling rig)を運搬する契約を締結したところ、当該契約には、生じるいかなる紛争も the London Court of Justice で審理されなければならない旨のフォーラム選択条項が規定されていた。掘削リグの運搬中に嵐が生じ、これにより損害を被った Zapata は、当該フォーラム選択条項の規定に反し、ルイジアナ州の

最高裁判所は、問題となったフォーラム選択条項は義務的なものであること を前提に、フォーラム選択条項の強制が不合理であり不当であること、又は 当該条項が詐欺行為や出し抜くことによりなされたため無効であることを明 確に示さない限り、フォーラム選択条項は当事者を拘束すると判断した。こ の判断により、以後米国では、フォーラム選択条項が一般的に認められるよ うになった。

2. フォーラム選択条項違反の場合のフォーラム・ノン・コンビニ エンスによる訴えの却下

上記のとおり排他的・義務的なフォーラム選択条項は当事者を拘束するが、 当該条項に違反して契約の一方当事者が別の裁判所に訴訟を提起した場合、 他方当事者はどのような対応が可能であるか。この点、Atlantic Marine Construction Co., Inc. v. U.S. District Court 事件では、バージニア州の会社で ある Atlantic Marine とテキサス州の会社である J-Crew Management が下請 け契約を締結した。当該下請契約には当事者間のすべての紛争はバージニア 州の裁判所にて審理されなければならないとのフォーラム選択条項が規定さ れていた。その後、下請け契約に基づく支払いについて紛争が生じ、J-Crew Management は、フォーラム選択条項に反してテキサス西部地区連邦地方裁 判所に訴訟を提起したことから、Atlantic Marine は、訴えの却下又はバージ ニア州東部地区連邦地方裁判所への移送を申し立てた。

本事件は、フォーラム選択条項違反の場合の連邦地方裁判所間の訴えの取り扱いが問題となったため、2013 年、連邦最高裁判所⁴は最終的に移送の判断を行った。しかし連邦最高裁判所は、フォーラム選択条項違反は、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理により処理されるべきであることを前提として、州又は外国の裁判所のフォーラムを選択したフォーラム選択条項に定して連邦裁判所に訴えが提起された場合には、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理により訴えを却下すべきであると述べた。さらに、連邦裁判所は、通常フォーラム・ノン・コンビニエンスの検討においては、両当なるの便宜と様々な公共の利益への考慮を評価しなければならないが、有効なオーラム選択条項がある場合には、むしろフォーラム選択条項を否定する原告において、選択されたフォーラムが不当であることを立証する責任を負い、また、評価にあたっても、当事者の私的利益を考慮するべきではなく、公共の利益に関する要素のみを考慮して評価してよい等と判断した5。

米国における訴訟回避の方策:フォーラム選択条項 (Forum Selection Clause) | 15 July 2022

連邦地方裁判所に損害賠償を求める訴訟を提起したことから、フォーラム選択条項の法的効力が争われた。

⁴ Atlantic Marine Construction Co., Inc. v. U.S. District Court, 571 U.S. 49, 134 S. Ct. 568 (2013)

⁵ 連邦最高裁判所は、連邦地方裁判所間の事件の移送に関する 28 U.S.C. § 1404(a)の解釈について、同規定は、単に事件を引き受けるフォーラムが連邦裁判所システムの中にある場合の一部について、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理を法典化したものであるとした。その上で、当事者間で有効なフォーラム選択条項がある場合には、連邦地方裁判所は、通常、当該条項において特定されたフォーラムに事件を移送すべきであるとした。また、通常同規定やフォーラム・ノン・コンビニエンスの検討においては、両当事者の便宜と様々な公共の利益への考慮を評価しなければならないが、有効なフォーラム選択条項がある場合には、①原告のフォーラム選択は重要ではなく、むしろフォーラム選択条項を否定する当事者として、原告において当事者が交渉をしたフォーラムに移送することが不当であることを立証する責任を負い、②被告のフォーラム選択条項に基づく移送申立てに対する評価においては、当事者の私的利益を考慮するべきではなく、公共の利益に関する要素のみ考慮してよく、③当初訴訟提起された法廷地の法選択規則は移送とともには適用されない、と判断した。また、連邦最高裁判所は、州や外国の裁判所を指定する有効なフォーラム選択条

当該連邦最高裁判所の判断により、日本企業が契約書において、日本に所在 する裁判所を排他的・義務的な紛争解決フォーラムとして指定するフォーラ ム選択条項を規定した場合には、仮に当該条項に違反して相手方が米国連邦 裁判所に訴訟を提起した場合であっても、当該訴えはフォーラム・ノン・コ ンビニエンスを理由に例外的な場合を除き訴えが却下されることとなる。

排他的・義務的なフォーラム選択条項の具体的文言(最近の連 3. 邦控訴裁判所の裁判例)

それでは、具体的にどのようなフォーラム選択条項の文言であれば、排他 的・義務的なフォーラム選択条項といえるか。フォーラム選択条項が、排他 的・義務的なものか、任意的なものかが争われた最近の第1巡回区連邦控訴 裁判所の判例6を紹介する。

本事案は、2006 年ミスユニバースに優勝した原告かつ控訴人である Rivera 氏が、2009 年、プエルトリコにおいて女性の衣服、フレグランス及びアク セサリーを販売していた被告かつ被控訴人である Kress Stores of Puerto Rico, Inc.に対し、Rivera 氏の名称や画像等を Kress Stores の商品に使用す る排他的権利を与え、Rivera 氏は毎年その使用の対価の支払いを受けること とし、その旨の契約を締結した。当該契約では、以下のフォーラム選択条項 が規定されていた。

"This [Algreement shall be interpreted in accordance with the laws of the Commonwealth of Puerto Rico and, in case of any controversies or conflicts in relation with this [A]greement, the parties agree to voluntarily submit to the jurisdiction of the Court of First Instance, Superior Court of San Juan." (下線 追記)

2018年、Kress Stores から対価の支払いがなされなかったこと等から、 2020 年、Rivera 氏は、被告の契約違反及び不法行為を理由に、プエルトリ コ地区連邦地方裁判所に対し訴訟を提起した。これに対し、Kress Stores は、上記フォーラム選択条項に違反するとして、訴えの却下を求めた。 Rivera 氏は、当該フォーラム選択条項は、連邦地方裁判所に訴訟を提起する ことを禁止していないと主張したが、プエルトリコ地区連邦地方裁判所は、 フォーラム選択条項は、プエルトリコの第一審裁判所に訴えを提起すること を要求しているとして、Kress Stores の訴えの却下申立てを認めた。当該連 邦地方裁判所の判断に対し、Rivera 氏が控訴をしたのが本件である。

控訴裁判所は、フォーラム選択条項が任意的か義務的かの違いは、フォーラ ム選択条項が指定したフォーラムを単に紛争解決のために利用可能なものと しているか、指定したフォーラムを少なくとも一方当事者が法廷地であると 主張できる意味において排他的なものとしているかの違いであり、前者であ れば、当該フォーラム選択条項は任意的であり、後者であれば、当該フォー ラム選択条項は義務的であるとした。そして、控訴裁判所は、上記フォーラ ム選択条項は任意的なもので、単に指定されたフォーラムにおいて訴訟する 権限を与えただけであり、当該フォーラムに訴えを提起することを強制する ものではないと判断した。

米国における訴訟回避の方策:フォーラム選択条項(Forum Selection Clause) │ 15 July 2022

項によりフォーラム・ノン・コンビニエンスを理由とする訴えの却下申立てについても、同様の 判断基準が適用されるとしている。

⁶ Rivera v. Kress Stores of Puerto Rico, Inc., No. 21-1331 (1st Cir. Mar. 29, 2022)

控訴裁判所は上記判断にあたり、任意的であることを示す一つの主要因は、 当該フォーラム選択条項は、指定されたフォーラムの排他性を明確に示す文 言がないことであるとした。そして、当該フォーラム選択条項の文言は、管 轄権の相互同意として読むのが最も自然であり、"agree"との文言は、フォー ラムの排他性を示していないとした。また、控訴裁判所は、当該フォーラム 選択条項の"agree to submit to the jurisdiction"と同様の文言を使用する過去 の裁判例を挙げ、当該文言は、当事者の特定の裁判所の管轄権に対する相互 同意を示す以上のものではなく、他の裁判所の管轄権を否定的に除外するも のではないとした。さらに、フォーラム選択条項は様々な方法で排他的フォーラムを指定してよいが、一般的には、フォーラム選択条項には、当事者は 紛争解決のために指定する裁判所で特定の訴訟を排他的に行う旨が、明確な 文言で規定されていなければならないとした。

4. まとめ

上記のとおり、日本に所在する裁判所を排他的・義務的なフォーラムとして 選択する旨の条項を契約書に規定した場合、その有効性は一般的に認められ ているほか、仮に当該条項に違反して相手方が米国連邦裁判所に訴訟を提起 した場合には、当該訴えはフォーラム・ノン・コンビニエンスを理由に例外 的な場合を除き訴えが却下されることとなる。よって、当該方策は、日本企 業にとって、米国訴訟を事前に回避する有益な手段となる。

また、このような排他的・義務的なフォーラム選択条項を作成するにあたっては、明確な文言で、当事者が排他的に特定の裁判所において訴訟を行う義務がある旨を規定する必要がある。両当事者が特定の裁判所に訴訟提起する旨が規定されているだけでは、当該フォーラム選択条項は任意的なものであると解釈され、他の裁判所における訴訟も許容される可能性があるため、注意が必要である。